

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

(昭和57年4月～昭和58年8月末まで)

厚生白書(昭和58年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

1 保健

(1) 「トラホーム」予防法,寄生虫病予防法及び性病予防法の一部改正 (昭和57年7月23日)

1) トラホーム患者を診断した医師の保健所への診断届を廃止した。

2) 市町村におけるトラホームの予防,治療施設及び寄生虫病の予防,治療施設,並びに,都道府県における性病病院等の必置規制を廃止した。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

1 保健

(2) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正(昭和57年8月10日)

医療特別手当等の額を引き上げた。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

1 保健

(3) 老人保健法の公布(昭和57年8月17日),施行(昭和58年2月1日)

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため,疾病の予防,治療,機能訓練等の保健事業を総合的に実施し,もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする老人保健法が成立し,施行された。なお,これを施行するために,昭和57年9月10日厚生省公衆衛生局に老人保健部が設置された。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

1 保健

(4) 老人医療の診療方針・診療報酬の設定(昭和58年2月実施)

老人保健法に基づき、中央社会保険医療協議会の審議を経て、「老人保健法の規定による医療の取扱い及び担当に関する基準」及び「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」が告示されたが、これは、老人保健法の国会での審議を踏まえ、老人の心身の特性にふさわしい合理的な診療方針・診療報酬を新たに定めたものである。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

1 保健

(5) 中央優生保護審査会の公衆衛生審議会への統合(昭和57年8月17日)

従来の中央優生保護審査会を廃止し、公衆衛生審議会に整理統合した。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

1 保健

(6) 検疫業務と輸入食品等監視業務との統合(昭和57年10月1日)

検疫所において、検疫業務に加え販売の用に供し又は営業上使用する食品添加物器具、又は容器包装等の輸入に際しての検査及び指導を行うこととした。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

1 保健

(7) 公衆衛生審議会「覚せい剤中毒者対策に関する意見」を提出(昭和57年11月12日)

覚せい剤に関する取締りと医療、観察指導が一体化した制度の在り方について検討するとともに、覚せい剤中毒者に対する医長の充実を図る必要がある旨の意見が提出された。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

1 保健

(8) 公衆衛生審議会「老人精神保健対策に関する意見」を提出(昭和57年11月22日)

老人精神障害者が可能な限り社会の中で健やかに安定した生活が営めるよう包括的ケアシステムの確立を図るべきである旨の意見書が提出された。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

1 保健

(9) 栄養改善法の一部改正(昭和58年5月25日)

外国事業者が、特殊栄養食品の標示の承認を受けられることとした。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

2 医療保険

(1) 中央社会保険医療協議会,薬価基準算定方式の見直しについて答申
(昭和57年9月18日)

薬価基準に市場の実勢価格が,迅速・適切に反映される,という考え方のもとに,薬価基準の毎年改定,従前の90%バルクライン方式の改善,薬価調査の充実等が打ち出された。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

2 医療保険

(2) 「国民医療費適正化総合対策推進本部」の設置(昭和57年10月1日)

医療費適正化を医療の需要供給両面から総合的に推進するため、国民医療費適正化総合対策推進本部が厚生省に設置された。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

2 医療保険

(3) 「退職者医療制度」の創設及び、日雇労働者健康保険制度の在り方について諮問(昭和57年10月25日)

給付と負担の公平化を図るための「退職者医療制度」の創設、財政基盤の脆弱な日雇労働者健康保険制度の在り方について社会保険審議会に対し諮問が行われた。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

2 医療保険

(4) 国保問題懇談会報告(昭和57年12月20日)

国保問題懇談会は、昭和57年3月より国民健康保険の基本問題について種々検討を加えてきたが、国民健康保険の財政運営の健全化を図るため都道府県単位の高額医療費共同事業

業を実施すること等を内容とする提言をまとめた。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

2 医療保険

(5) 薬価基準改正(昭和58年1月1日)

昭和57年9月の中医協答申に基づき,薬価基準が平均4.9%(医療費ベース1.5%)引き下げられた。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

2 医療保険

(6) 診療報酬改定(昭和58年2月1日)

老人診療報酬の設定に伴い,必要な微調整が行われた。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

2 医療保険

(7) レセプト処理の機械化システムの基本構想の発表(昭和58年7月21

日)

厚生省のコンピューターに関するプロジェクトチームは、保険医療機関及び審査支払機関並びに保険者の各段階におけるレセプト業務の軽減及び事務処理の迅速化を目的とするレセプト処理の機械化システムの基本構想を発表した。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

3 医療制度

(1) 歯科医師国家試験の改善(昭和57年10月22日)

歯科医師国家試験制度改善委員会は,昭和57年7月に設直され,試験問題のブール制の導入,出題基準の作成等を中心とする中間報告を行った。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

3 医療制度

(2) 腎臓移植に関する情報のオンライン化(昭和58年3月23日)

腎提供者と移植を受ける者の組織適合性の検査結果により適合者を選定するのに要する時間を短縮するために、腎移植センター(国立佐倉病院)と地方腎移植センターとのオンライン化を従来から推進してきたが、昭和58年3月23日にこのシステムが完成した。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

3 医療制度

(3) 医療法改正案の国会提出(昭和58年3月25日)

医療需要の増大や多様化が生じている状況下で、医療資源の効率的活用を図りつつ適正な医療を確保するという要請にこたえるために、都道府県の医療計画の策定・実施及び医療法人の運営の適正化のための規定の整備を主な内容とする医療法改正案を国会に提出した。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

3 医療制度

(4) 生命と倫理に関する懇談(昭和58年4月13日)

臓器移植体外受精等近時の医学・医療技術の進展にはめざましいものがあるが、その影響は人々の生死に対する考え方などにまで及ぶことも考えられる。このため医学のみならず人文科学などの分野の有識者の参加の下に、生命と倫理に関する問題の検討を進めることとした。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 保健医療及び生活環境

3 医療制度

(5) 医師国家試験の改善(昭和58年5月11日)

医師国家試験制度改善委員会は、昭和57年11月の設置以来検討を重ね、問題作成プロセスの改善、プール制の導入及び出題基準の改善を図り、あわせて昭和60年度を目途として試験の年1回化を行うことを内容とする意見書を提出した。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

4 薬事

(1)医療用医薬品流通の改善に関する基本方針(昭和57年10月25日)

医療用医薬品の有効性及び安全性並びに安定供給を確保するとともに流通面における効率性の向上等により医療費における国民負担の軽減に資する観点から厚生省は流通活動の高度化・効率化,流通当事者間の取引条件の改善,ルールの確立等を柱とする医療用医薬品流通の改善に関する基本方針を策定し,積極的に施策を展開することとした。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

Ⅰ 保健医療及び生活環境

4 薬事

(2) 医薬品産業政策懇談会「わが国医薬品産業におけるバイオテクノロジー振興の基本方向について(中間とりまとめ)」報告(昭和58年2月18日)

この報告書は、我が国の医薬品産業においてバイオテクノロジーの振興が重要かつ緊急な課題であるとの認識のもとにバイオテクノロジーによる医薬品の研究開発等の推進方策として、1)研究開発基盤の整備、2)総合的な研究開発体制の確立、3)諸基準の整備の在り方につき中間的にとりまとめたものである。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

4 薬事

(3) 試験データの相互受入れの促進(昭和58年4月16日)

日米間における試験データの相互受入れの促進を図るため,GLP(安全性試験の実施に関する基準)の相互実施に関する口上書を,昭和58年4月16日に交換した。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

4 薬事

(4) 薬事法の一部改正(昭和58年5月25日)

医薬品等の安全性を確保しつつ、認証手続における内外無差別を法制度的に確保するという観点から、医薬品等の製造の承認について、外国製造業者からの直接申請を認めることを内容とする薬事法の一部改正が行われた。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(1) 貸しおしぼりの衛生確保について(昭和57年11月16日)

近年,飲食店等において,客へのサービスとして,おしぼりの提供が一般化しているが,これらおしぼりの中には,不潔感,不快感を呈するものもあり,その衛生上の不安が指摘されたため,「おしぼりの衛生的処理等に関する指導基準」を定め,貸しおしぼりの衛生水準の改善向上及び公衆衛生の確保を図ることとした。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(2) クリーニング業に関する標準営業約款の認可(昭和58年3月26日)

クリーニング業,理容業,美容業など環境衛生関係営業は,消費者の日常生活に密着したサービスを提供する営業であるため,サービスの内容,損害賠償の実施等をめぐって消費者からの苦情,トラブルが少なくない。標準営業約款は,環境衛生関係営業の提供する役務の内容を標準化し適切に表示することによって,消費者の選択の利便を図り,消費者を保護することを目的として設けられた制度である。

昭和58年3月26日に最初の標準営業約款として,クリーニング業に関する標準営業約款の認可を行った。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(3) コインオペレーションクリーニング営業施設における衛生水準の改善向上について(昭和58年3月29日)

近年増加しているコインオペレーションクリーニング営業施設は、不特定多数者が利用しており、おむつ、ペット動物の敷物等、不潔な物まで洗濯されその衛生確保のための行政的施策が強く望まれていたところである。

このため、「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱」を定め、その衛生水準の改善向上及び公衆衛生の確保を図ることとした。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(4) 建設木くずの産業廃棄物への指定(昭和58年4月26日)

事業者処理体制の整備,処理体制の広域化及び再生利用の促進を図るため,従来,一般廃棄物として市町村を中心とした処理が行われてきた建設木くず(建設業者が工作物を除去した際に排出される木くず)を産業廃棄物として指定することを内容とする政令改正を行った。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく登録業者等の団体の指定(昭和58年4月26日)

建築物の環境衛生上の維持管理を行う事業者の資質の向上を図るためには、事業者が組織する団体によって自主的に技術、技能の改善向上を図っていくことも重要である。このような観点から昭和55年5月の法改正で追加された建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の6の規定に基づき、建築物清掃業、建築物ねずみこん虫等防除業及び建築物環境衛生一般管理業について同条に規定する業務を全国的に行う団体の指定を行った。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(6) 浄化槽法の公布(昭和58年5月18日)

浄化槽については、従来、建築基準法による構造の規制及び廃棄物処理法による維持管理の規制が行われてきたが、その設置、維持管理が適正を欠くこと等により、浄化槽からの放流水が公共用水域の汚濁源となる事態が生じてきている。

このような状況を踏まえ、浄化槽に関する包括的な単一の制度を整備して所要の規制を強化するほか、設置維持管理に係る者の責任と義務を明確にするとともに、その資格を確立するため、昭和58年5月、浄化槽法を公布した。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(7) 家庭用品の規制基準の追加改正(昭和58年5月27日)

家庭用品に含有される物質のうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として、家庭用エアゾル製品及び家庭用の洗剤の溶剤に使用されるテトラクロロエチレン及びトリクロロエチレンを定める政令の改正を行い、併せて規制基準を定めた。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

I 保健医療及び生活環境

5 生活環境

(8) 二酸化ケイ素等11品目の食品添加物の新規指定及び食品添加物の物質名表示の義務化(昭和58年8月27日)

昭和58年3月26日の基準認証制度等連絡調整本部の決定及び加工食品の普及等近年における我が国の食生活をめぐる環境の変化を踏まえ、米国から要請のあった8品目を含む11品目について、新たに使用を認めることとした。また、新規指定品目中最終食品に残留しない二酸化ケイ素を除く10品目及び従来表示の対象とされた68品目の計78品目については、物質名表示(一部用途名を併記)を義務づけることとした。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

Ⅰ 年金保障

(1) 「21世紀の年金」に関する有識者調査(昭和57年11月～58年1月)

本調査は、高齢化社会に即応した安定的な年金制度の確立を図るため、21世紀における年金制度の在り方について、各界有識者の意見を聴き、次期制度改正の参考に資することを目的として実施したものである。

調査項目は、制度体系、給付水準等次期制度改正の主要課題に関する事項であり、調査対象者1,000名のうち、639名の方から、貴重な御意見を得ることができた。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 1 年金保障

(2) 社会保険審議会厚生年金保険部会「厚生年金保険制度改正に関する意見」(昭和58年7月15日)

厚生年金保険部会は、昭和56年11月以降30回にわたり、次期制度改正の在り方について審議を進め、標記意見書を取りまとめた。

この意見書は、人口高命化のピークを迎える21世紀においても制度を安定的に運営していくための基盤を確保することが重要であるとの観点に立ち、制度体系、婦人の年金保障、給付水準、その他厚生年金保険の各般にわたる事項について、広い視野から、次期制度改正の基本的方向を示したものである。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 1 年金保障

(3) 社会保険審議会船員保険部会,船員保険年金部門のあり方についての
意見書提出(昭和58年7月27日)

船員保険年金部門の職務外年金について,次期年金大改正時に厚生年金保険に統合すること等を内容とする意見書が提出された。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

1 老人福祉

(1) 家庭奉仕員派遣事業の対象拡大と費用徴収制度の導入(昭和57年10月1日)

在宅老人福祉対策の中核である家庭奉仕員派遣事業についてはこれまでその派遣対象世帯を低所得世帯(所得税非課税世帯)に限定していたが中央社会福祉審議会の答申(昭和56年12月10日)を受けて、所得税課税世帯にも応分の費用負担の下に、派遣することとした。

なお、非課税世帯については従来どおり無料としている。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

2 児童と家庭

(1) 堀木訴訟最高裁判決(昭和57年7月7日)

最高裁は障害福祉年金受給者に対して児童扶養手当を支給しないことを定めた改正前の児童扶養手当法の規定は、憲法第25条及び第14条に違反しないとして原告側の上告を棄却した。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

2 児童と家庭

(2) 中央児童福祉審議会障害関係三特別部会合同会議「心身障害児(者)福祉の今後のあり方について」意見具申(昭和57年8月20日)

施策の問題点を解消し、一層の充実を図るためには心身障害児(者)福祉の基本理念に立ち返って新たな視点から、施策の見直しをすすめる必要があるとし、早急に着手、推進すべき事項が指摘された。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

2 児童と家庭

(3) 中央児童福祉審議会家庭児童健全育成対策特別部会の再開(昭和58年4月9日)

昨今,家庭内暴力,校内暴力の激化等,児童を取り巻く種々の病理的現象が生起し,大きな社会問題となっている。これらの現象の主たる要因としては家庭や地域における児童養育機能の低下が考えられるため,標記特別部会が約10年ぶりに再開され,家庭における児童養育の在り方とこれを支える地域の役割について審議が進められることとなった。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

2 児童と家庭

(4) 中央児童福祉審議会「今後の母子保健の施策のあり方について」意見具申(昭和58年7月28日)

大きく変化している家庭環境,社会環境の下で長期的な展望に立って新たなニーズに対応した母子保健施策を展開するための方策が指摘された。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 1 1 社会福祉

2 児童と家庭

(5) ベビーホテル調査発表(昭和58年8月1日)

ベビーホテルは前年に比べて全国で123か所減少し527か所となった。都道府県等による指導監督も強化されているが、指導基準に適合しない施設が6割強あり、今後一層の改善が必要である。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

1 1 1 社会福祉

2 児童と家庭

(6) 児童福祉問題懇談会が中間報告(昭和58年8月11日)

臨調答申等における地方負担導入問題を契機として論議されてきた児童扶養手当と特別児童扶養手当について幅広く総合的にその在り方を審議するため、昭和58年3月9日児童福祉問題懇談会(社会保障、国・地方を通ずる行財政の権威により構成)が発足。審議を重ねた後社会事情の変化等を踏まえ児童扶養手当制度等の在り方について見直すべき段階にきていること等を指摘した中間報告を取りまとめた。なお、同懇談会は引き続き審議を継続し、年内を目途に結論を得る予定。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

3 身体障害者

(1) 障害者生活保障問題専門家会議報告(昭和58年7月28日)

昭和56年の国際障害年を契機として、障害者の生活保障について、総合的な対応を図る必要性についての認識が高まっている現在、すべての成人障害者が自立生活を営める基盤を形成する観点から、所得保障制度全般にわたる見直しを行うべきである。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

3 身体障害者

(2) 身体障害者福祉基本問題検討委員会報告(昭和58年8月24日)

身体障害者福祉審議会答申(昭和57年3月)の具体化について検討していた同検討委員は、身体障害者の範囲、身体障害者更生相談所の充実、施設体系の見直し等について報告書をまとめた。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

4 生活保護

(1) 生活保護法による保護の基準の引上げ, (昭和58年4月1日実施)

月額143,345円から148,649円に引き上げた(標準4人世帯)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

5 援護

(1) 中国残留日本人孤児の肉親捜しのための訪日調査(昭和58年2月25日～3月12日実施)

45人の孤児を訪日させ、東京代々木のオリンピック記念青少年総合センターにおいて肉親捜しのための調査を実施した結果、22人の身元が判明した。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

5 援護

(2) 財団法人中国残留孤児援護基金の設立(昭和58年4月1日)

中国残留孤児等の帰国援護,定着援護を行うことにより,これらの者の自立の促進及び福祉の向上を図るため,財団法人中国残留孤児援護基金が設立された。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

5 援護

(3) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正(昭和58年5月4日)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律が,昭和58年5月4日に公布され,戦没者等の妻に対する特別給付金及び戦没者の父母等に対する特別給付金の継続支給並びに障害年金受給権者の平病死に係る遺族年金等の増額等の措置が講じられることとなった。

指標編

第2部 厚生行政主要日誌

ⅠⅠⅠ 社会福祉

5 援護

(4) 全国戦没者追悼式の実施(昭和58年8月15日)

日本武道館において,天皇陛下御臨席の下約7,300人が参列して全国戦没者追悼式が挙行された。
